

令和6年度飼料製造管理者講習会について

1 飼料製造管理者制度

飼料製造管理者制度は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき、飼料の製造に当たり特別の注意を必要とする抗菌性飼料添加物を含む飼料等を製造する際に、飼料等の製造を実地に管理するため、その事業場ごとに法令に定められた資格を有する飼料製造管理者を設置する制度です。

飼料製造管理者に選任されるための資格は、①獣医師又は薬剤師、②大学等において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業したこと、③飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第5条の各号に掲げる飼料又は飼料添加物の製造の業務に3年以上従事し、かつ農林水産大臣が定める講習会の課程を修了していることのいずれかに該当していることとされています。

2 飼料製造管理者講習会

農林水産大臣が定める講習会は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが開催することとされており、講習の内容は以下のとおりとなっています。

これまでは、会場にお集まりいただき講習会を開催していたところですが、デジタル原則に照らしたアナログ規制（対面講習規制）見直しの対象となり、昨年度同様、今年度もeラーニングシステムを用いて開催することとしました。

(1) 講習科目及び時間数（eラーニングシステムでの動画視聴）

ア 飼料及び飼料添加物概論	4時間
イ 飼料及び飼料添加物の安全対策	4時間
ウ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法令	4時間
エ 家畜衛生及び食品衛生に関する法令	4時間
オ 飼料及び飼料添加物の製造管理	4時間
カ 飼料及び飼料添加物の分析及び鑑定	4時間
キ 家畜栄養学	4時間
ク 家畜衛生学	4時間
ケ 飼料及び飼料添加物の分析実習	4時間

(2) 試験の実施（テストセンターでのコンピューターによる試験）

講習終了後、講習内容について試験を実施します。

(3) 講習会を修了した者

講習内容を修得した者には、修了証書を交付します。

3 講習会の開催について

(1) 開催日

〔講義〕 令和7年1月8日（水）～令和7年2月28日（金）

- ・受講中は動画視聴の一時中断、再開も可能です。受講期間内のご都合の良いときに計画的に受講してください。
- ・最終日までに必ず全講義科目を修了してください。全て修了しないと試験の結果によらず、本講習会の修了は不可能となります。
- ・テキストはeラーニングシステム内にてダウンロードすることとなっています。サブテキストは、事前に郵送致します。

〔試験〕 令和7年2月28日（金） 14時～16時（予定）

- ・最寄りのテストセンターにおいてPCによる受験

(2) 定員 原則として設けません。

(3) 受講料 48,500円

※受講料とは別にサブテキスト代が必要となります（詳細は受講許可通知時にお知らせします）。

(4) 受講手続

ア 受講対象者

本講習会は、飼料製造管理者による製造管理が義務付けられている飼料等を製造する事業場に勤務している方（今後勤務する予定の方も含む）を対象とした内容となっています。

なお、獣医師又は薬剤師の方、大学において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業された方は、飼料製造管理者の有資格者となりますので、受講の必要はありません。

イ 受講の申請方法

受講申請者は、①または②のいずれかによりお申し込みください。

①FAMIC ホームページの申込フォームにて申請

FAMIC ホームページ>行事・講習会等：

(<http://www.famic.go.jp/event/>) の申込フォームによりお申し込みください。

②必要書類「飼料製造管理者講習会受講申請書」を郵送し申請

FAMIC ホームページ>飼料>各種申請・届出・報告手続
(http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_koshu.html) にある申請書の様式に記入いただき、4に記載の住所に送付してください。なお、申請書右下にある写真の貼付は不要です。

※電話でのお申し込みはご遠慮願います。

※申請いただいた個人情報については、飼料製造管理者講習会に係る事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

ウ 申請期間

令和6年7月16日（火）から令和6年8月30日（金）まで

（郵送は必着）

※申請期間を過ぎると受付ができませんので、御注意ください。

エ 受講者の決定

受講申請を受付した後、9月30日（月）までに「受講許可通知書」を受講者に送付します。その後、受講申込時に記入していただいたメールアドレスに申込みサイトへの案内メールを送付します。

4 お問い合わせ先（ホームページ等）

〒330-9731

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 肥飼料安全検査部
飼料管理課（担当：奥山）

TEL 050-3797-1857

FAX (048) 601-1179

ホームページ：http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_koshu.html

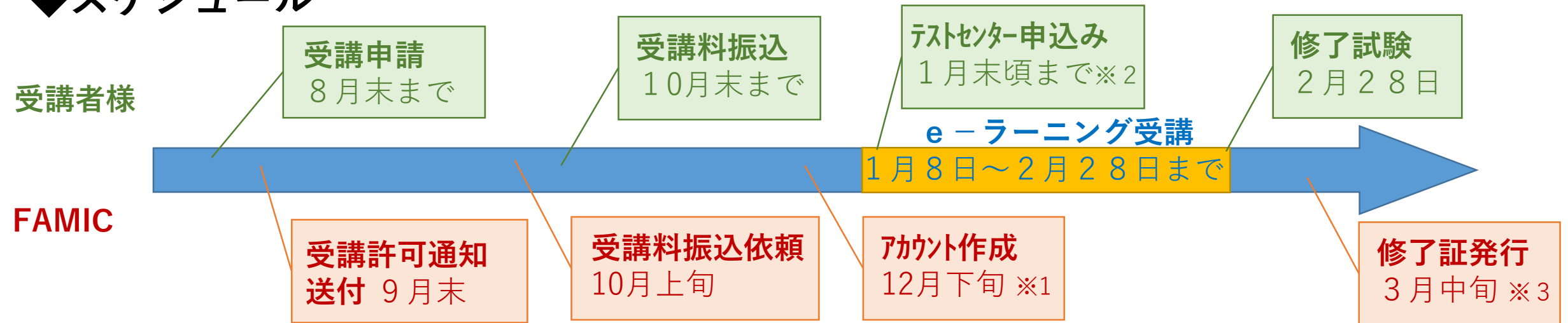
電子メール：kanrisha@famic.go.jp

令和6年度 飼料製造管理者講習会 受講の流れ

◆ 飼料製造管理者講習会（オンライン講習）は、

- ・ 講 義：お手元の端末での動画視聴 eラーニング（9科目、計36時間）
- ・ 試 験：お近くのテストセンターでのC B T（Computer-based Testing）となります。対面講習（さいたま市、5日間）と異なり、出張、滞在が不要です。

◆ スケジュール



- ※1 eラーニングサイト、C B Tサイトにおいて、それぞれの受講者様専用のアカウントが作成されます。アカウント作成の手続きまで進みますと、キャンセルによる受講料の返金はありません。
- ※2 受講者様が自ら、C B Tサイトからお近くのテストセンターを選択し、申し込む必要があります。全国統一日時、1回のみ試験ですので御注意ください。なるべく早めに申込みください。
- ※3 万が一、修了試験に不合格となった場合は、翌年度にのみ試験の申込が可能です。